

貯金規定の一部改正について

貯金規定の一部を次のとおり改正する。

貯金規定目次		
番号	内 容	ページ
1	当座勘定規定	1
2	普通貯金規定	10
3	教育資金贈与税非課税措置に関する特約	17
4	成年後見支援貯金に関する特約	21
5	総合口座取引規定	23
6	営農貯金規定	31
7	こども貯金規定	38
8	普通貯金無利息型（決済用）規定	43
9	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	50
10	貯蓄貯金規定	58
11	納税準備貯金規定	65
12	出資予約貯金規定	71
13	スープ定期貯金規定（単利型）	77
14	スープ定期貯金規定（複利型）	83
15	自動継続スープ定期貯金規定（単利型）	89
16	自動継続スープ定期貯金規定（複利型）	96
17	大口定期貯金規定	102
18	自動継続大口定期貯金規定	108
19	期日指定定期貯金規定	114
20	自動継続期日指定定期貯金規定	119
21	変動金利定期貯金規定（複利型）	125
22	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	130
23	定期積金規定	136
24	積立式定期貯金規定	142
25	一般財形貯金規定	150
26	財形年金貯金規定	155
27	財形住宅貯金規定	161
28	通知貯金規定	166
29	譲渡性貯金規定	171
30	懸賞付定期貯金規定	175
31	懸賞付自動継続定期貯金規定	180
32	懸賞付定期積金規定	186

貯金規定目次		
番号	内 容	ページ
1	当座勘定規定	1
2	普通貯金規定	9
3	教育資金贈与税非課税措置に関する特約	16
4	成年後見支援貯金に関する特約	20
5	総合口座取引規定	22
6	営農貯金規定	30
7	こども貯金規定	37
8	普通貯金無利息型（決済用）規定	42
9	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	49
10	貯蓄貯金規定	57
11	納税準備貯金規定	64
12	出資予約貯金規定	70
13	スープ定期貯金規定（単利型）	76
14	スープ定期貯金規定（複利型）	82
15	自動継続スープ定期貯金規定（単利型）	88
16	自動継続スープ定期貯金規定（複利型）	95
17	大口定期貯金規定	101
18	自動継続大口定期貯金規定	107
19	期日指定定期貯金規定	113
20	自動継続期日指定定期貯金規定	118
21	変動金利定期貯金規定（複利型）	124
22	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	129
23	定期積金規定	135
24	積立式定期貯金規定	141
25	一般財形貯金規定	149
26	財形年金貯金規定	154
27	財形住宅貯金規定	160
28	通知貯金規定	165
29	譲渡性貯金規定	170
30	懸賞付定期貯金規定	174
31	懸賞付自動継続定期貯金規定	179
32	懸賞付定期積金規定	185

(改正後)	(改正前)
当座勘定規定	当座勘定規定
1～30. (省略)	1～30. (省略)
31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第30条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が 貯金者等 に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 貯金者等 の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略)	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第30条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が 貯金者 に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 貯金者 の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略)
32. (休眠預金等代替金に関する取扱い)	32. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 貯金者等 は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)	(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 貯金者 は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)
33. (以下省略)	33. (以下省略)
【小切手用法】	【小切手用法】
1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも表示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>下表の文字一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u>	1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも表示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し（追加）記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符（追加）を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>壱、貳、参、拾など</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加） (追加)
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載

(改正後)	(改正前)																																																			
<p>事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>漢数字</td><td>壹</td><td>壹</td><td>弌</td><td>弌</td><td>貳</td><td>貳</td><td>參</td><td>參</td><td>四</td><td>泗</td><td>肆</td><td>五</td><td>伍</td><td>六</td><td>陸</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>七</td><td>漆</td><td>質</td><td>八</td><td>捌</td><td>九</td><td>玖</td><td>拾</td><td>仕</td><td>百</td><td>陌</td><td>值</td><td>壬</td><td>任</td><td>阡</td><td>万</td><td>萬</td></tr> </table> <p><u>（その他）金、円、圓（円の異体字）、億</u> <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3行ごとに「、」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。</p>		1	2	3	4	5	6		漢数字	壹	壹	弌	弌	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		7	8	9	10	100	1,000	10,000			七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬	<p>事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。(追加)</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。(追加)</p> <p>7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>(追加)</p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号(追加)を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弌、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。(追加)</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。(追加)</p> <p>7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。</p>
	1	2	3	4	5	6																																														
漢数字	壹	壹	弌	弌	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																					
	7	8	9	10	100	1,000	10,000																																													
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬																																			

(改正後)	(改正前)																					
<p>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>叁</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陆</td></tr> <tr> <td>漢数字</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>什</td><td>百</td><td>陌</td><td>值</td><td>壬</td><td>任</td><td>阡</td><td>万</td><td>萬</td></tr> </table> <p>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>【為替手形用法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3行ごとに「」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u> 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。</u> 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 9. 手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p>	漢数字	壹	貳	叁	肆	伍	陆	漢数字	柒	捌	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬	<p>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>(追加)</p> <p>【為替手形用法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号（追加）を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、貳、叁、肆など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加） <p>(追加)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加） 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。 9. 手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出してください。 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 <p>(追加)</p>
漢数字	壹	貳	叁	肆	伍	陆																
漢数字	柒	捌	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬									

(改正後)										(改正前)											
	1	2		3		4		5		6											
漢数字	壹	壹	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸						
	7	8		9		10		100		1,000		10,000									
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	壬	任	阡						
													万	萬							
<u>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億</u> <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u>																					
以上 (令和4年4月1日現在)										以上 (令和3年4月1日現在)											
普通貯金規定																					
1. ~ 5. (省略)																					
6. (スwingサービス) (省略)																					
(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。 (省略)																					
7. ~ 17. (省略)																					
18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第17条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が 貯金者等 に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が 貯金者等 の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略)																					
18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第17条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が 貯金者 に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が 貯金者 の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略)																					
19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 貯金者等 は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)																					
19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 貯金者 は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)																					

(改正後)	(改正前)
20. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在) 総合口座取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は 当店で 取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、自動化機器における定期貯金の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 (省略) 3. ~4. (省略) 5. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。 (省略) 6. ~20. (省略) 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、 <u>削除</u> します。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 22. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在) 営農貯金規定 1~5. (省略) 6. (スwingサービス) (省略)	20. 以下省略 以上 (令和3年10月1日現在) 総合口座取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は 当店のみで 取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、自動化機器における定期貯金の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 (省略) 3. ~4. (省略) 5. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、 <u>追加</u> 1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、 <u>追加</u> 1千円以上千円単位で指定できます。 (省略) 6. ~20. (省略) 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、 <u>以下貯金者等といいます。</u> ）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 22. 以下省略 以上 (令和3年10月1日現在) 営農貯金規定 1~5. (省略) 6. (スwingサービス) (省略)

(改正後)	(改正前)
<p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>(省略)</p> <p>7. ~17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>20. 以下省略</p>	<p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、(追加)1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、(追加)1千円以上千円単位で指定できます。</p> <p>(省略)</p> <p>7. ~17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>20. 以下省略</p>
以 上 (令和4年4月1日現在)	以 上 (令和3年10月1日現在)
<p>こども貯金規定</p> <p>1~12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>	<p>こども貯金規定</p> <p>1~12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年10月1日現在)</p>
<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. (スwingサービス)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は<u>1千円以上千円単位</u>で指定できます。</p> <p>②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は<u>1千円以上千円単位</u>で指定できます。</p> <p>(省略)</p> <p>7～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができ</p>	<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～5. (省略)</p> <p>6. (スwingサービス)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。</p> <p>①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は<u>(追加)1千円以上千円単位</u>で指定できます。</p> <p>②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は<u>(追加)1千円以上千円単位</u>で指定できます。</p> <p>(省略)</p> <p>7～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p> <p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができ</p>

(改正後)	(改正前)
きます。 (省略) 20. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在)	ます。 (省略) 20. 以下省略 以上 (令和3年10月1日現在)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
1. (省略)	1. (省略)
2. (取扱店の範囲)	2. (取扱店の範囲)
(1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	(1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。
(2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は <u>当店で</u> 取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、自動化機器における定期貯金の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。	(2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は <u>当店のみで</u> 取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、自動化機器における定期貯金の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。
3. ~4. (省略)	3. ~4. (省略)
5. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。	5. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、 <u>(追加)</u> 1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、 <u>(追加)</u> 1千円以上千円単位で指定できます。
6. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在)	6. 以下省略 以上 (令和3年10月1日現在)
貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
1~6. (省略)	1~6. (省略)
7. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。	7. (スwingサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、 <u>(追加)</u> 1千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、 <u>(追加)</u> 1千円以上千円単位で指定できます。
8. ~18. (省略)	8. ~18. (省略)
19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第18条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p>	<p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第18条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p>
<p>20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>	<p>20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>
<p>21. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>21. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和3年10月1日現在)</p>
<p>納税準備貯金規定</p> <p>1~17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p>	<p>納税準備貯金規定</p> <p>1~17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第17条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(省略)</p>
<p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対し</p>	<p>19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対し</p>

(改正後)	(改正前)
て有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略) 20. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在) 出資予約貯金規定	有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略) 20. 以下省略 以上 (令和3年4月1日現在)
1~15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第15条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略) 17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者等</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略) 18. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在)	1~15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第15条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (省略) 17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略) 18. 以下省略 以上 (令和3年4月1日現在)
1~13. (省略) 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日	1~13. (省略) 14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>	<p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>	<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>
<p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p> <p>スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲</p>	<p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p> <p>スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>（省略）</p>	<p>げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>（省略）</p>
<p>14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（省略）</p>	<p>14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（省略）</p>
<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～13.（省略）</p> <p>14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか</p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～13.（省略）</p> <p>14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか</p>

(改正後)	(改正前)
<p>か遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)</p> <p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>か遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)</p> <p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対し</p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対し</p>

(改正後)	(改正前)
て有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)	有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)
15. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在)	15. 以下省略 以上 (令和3年4月1日現在)
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定
1~12. (省略)	1~12. (省略)
13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第12条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第12条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 (省略)
14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)	14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者等</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)	(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)
15. 以下省略 以上 (令和4年4月1日現在)	15. 以下省略 以上 (令和3年4月1日現在)

(改正後)	(改正前)
自動継続大口定期貯金規定	自動継続大口定期貯金規定
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日) ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日) ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金</p>

(改正後)	(改正前)
<p>に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>	<p>に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>(省略)</p>
<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>	<p>14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>
<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1~13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1~13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる</p>

(改正後)	(改正前)
<p>事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 (省略)</p> <p>15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日） ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 (省略)</p> <p>15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p>変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>	<p>変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日 ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>

(改正後)	(改正前)
(省略)	(省略)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p>	<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p>
(省略)	(省略)
<p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和<u>4</u>年4月1日現在)</p> <p>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p>	<p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和<u>3</u>年4月1日現在)</p> <p>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p>
<p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>	<p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第13条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>
(省略)	(省略)
<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求す</p>	<p>15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求す</p>

(改正後)	(改正前)
<p>ることができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>16. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p>定期積金規定</p> <p>1~20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第20条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者等は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>23. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>定期積金規定</p> <p>1~20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第20条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>(省略)</p> <p>22. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p> <p>23. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年10月1日現在)</p>
<p>積立式定期貯金規定</p> <p>1~14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただ</p>	<p>積立式定期貯金規定</p> <p>1~14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただ</p>

(改正後)	(改正前)
<p>し、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>(省略)</p>	<p>し、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>(省略)</p>
<p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>	<p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(省略)</p>
<p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>	<p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和3年4月1日現在)</p>
<p>通知貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p>	<p>通知貯金規定</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①第12条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>②将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p>

(改正後)	(改正前)
<p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>（省略）</p>	<p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>（省略）</p>
<p>14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（省略）</p>	<p>14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（省略）</p>
<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和<u>4</u>年4月1日現在)</p>	<p>15. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和<u>3</u>年4月1日現在)</p>

附 則

（実施日）

この規定は、令和4年4月1日から実施する。